

アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の見直しについて

1. 基準の要旨

「アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準（KHKS0152（2012）」は、空気呼吸器用を除く炭酸ガス、特殊材料ガス、医療用ガス等を充てんするアルミニウム合金製の一般継目なし容器及び当該容器に装置される附属品に係る再検査基準であり、容器検査所において容器再検査を行う場合の手順書として使用されている。

本基準は、前回の見直しから4年が経過しており、定期的な見直しの時期にあたる。

2. 基準の制定等の経緯

本基準は、スクーバ等の用途としてアルミニウム合金製継目なし容器の需要が増大していた昭和62年に、主にスクーバ用及び医療用のアルミニウム合金製一般継目なし容器の再検査基準として「継目なしアルミニウム合金製容器再検査基準」（KHK S 0008：1987）が制定された。

しかし、空気呼吸器用容器の再検査基準については、平成12年6月のアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器の事故に伴い、平成14年6月に容器保安規則等の改正があったため、鋼製スクーバ用継目なし容器の再検査基準であった「空気呼吸器用容器再検査基準」（KHK S 0004：1983）に、スクーバ用アルミニウム合金製容器の調査報告書の提言を盛り込み、空気呼吸器用に使用する鋼製・アルミニウム合金製一般継目なし容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器並びに当該容器に装置される附属品の再検査基準として統合された「空気呼吸器用継目なし容器再検査基準」（KHK S 0151：2002）が平成14年7月に発行された。

このため本基準は、空気呼吸器用を除いた炭酸ガス、特殊材料ガス、医療用ガス等に適したアルミニウム合金製一般継目なし容器の再検査基準として改正する必要があったので、容器の傷、腐食による破壊に関するの知見や容器保安規則等の改正を織り込んで平成15年9月に改正された。

3. 前回の主な改正内容

本基準は平成24年にも改正されており、前回改正時の主な改正点は以下のとおり。

(1) 引用JIS規格の変更

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「告示という。」）では、容器検査所が備えるべき検査設備としてブルドン管圧力計が引用されており、本基準においても告示と同じJIS規格を引用している。

同告示は平成24年3月28日施行の改正により、引用JIS規格の一部が最新のもの

に変更されたことから本基準についても告示との整合を図るため、当該引用JIS規格の年度版を最新のものとする改正を行った。

4. 改正要望

本基準の見直しにあたって、関係団体に改正要望の調査を行ったところ、改正を要する意見はなかった。

5. 関係省令等の改正

前回の改正から本基準に関係する関係省令等（容器保安規則、告示）の改正はなかった。

6. 見直しの方針（案）

今回の見直しについては、以下の改正を「軽微な変更に伴う改正（書面投票及びパブコメ等は不要）」として行うこととしたい。

(1) 誤字等の修正

(2) 附属書等の構成の変更

改正案を資料19-5-2に示す。なお、改正の結果は、直近の委員会において改めて報告する。